

鎌倉芸術館自動販売機設置事業入札参加要領

令和6年（2024年）12月

鎌倉市共生共創部文化課

目 次

ページ

1	趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	入札件名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	入札物件（賃貸借物件）・・・・・・・・・・	1
4	賃貸借条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
5	入札参加に当たっての注意事項・・・・・・・・	2
6	入札予定価格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
7	入札日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
8	入札参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
9	入札参加資格の喪失・・・・・・・・・・・・	3
10	質問及び回答について・・・・・・・・・・・・	3
11	入札参加の申込・・・・・・・・・・・・・・・・	3
12	入札書用紙等の発送・・・・・・・・・・・・	4
13	入札の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
14	開札・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4、5
15	入札の無効・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
16	入札保証金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5、6
17	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
18	問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 趣旨

市有財産の有効活用により収入確保を図るとともに、鎌倉芸術館の利用者サービスの向上等を図ることを目的として、鎌倉芸術館の一部を貸付ける一般競争入札を行うものです。

2 入札件名

鎌倉芸術館自動販売機設置事業に係る設置場所賃貸借

3 入札物件（賃貸借物件）

（1）設置施設

鎌倉芸術館

鎌倉市大船六丁目1番2号

設置場所は、「自動販売機設置場所一覧表」のとおりです。

（2）施設概要

ア 年間利用者数

令和5年度 381,357名、令和4年度 385,614名、令和3年度 222,109名、
令和2年度 90,477名、令和元年度 325,405名

イ 開館日

1月4日から12月28日まで

毎月、数日間休館日があります。なお、2月と9月は、各4日間、施設の修繕のために休館とする予定です。

ウ 開館時間

午前9時から午後10時まで

4 賃貸借条件

（1）使用条件

入札物件は、自動販売機設置事業として使用するものとする。

詳細は、「自動販売機設置事業仕様書」を参照のこととする。

（2）賃貸借期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで（36か月間）

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付けとし、賃貸借契約を締結するものです。

なお、借地借家法の規定の適用はないものとする。

5 入札予定価格（年額）

350,000円（税抜き）

6 入札参加に当たっての注意事項

- （１）入札に参加を希望される方は、本要領を熟読のうえ入札参加申込みしてください。また、参加申込み前に必ず物件の調査確認を行ってください。
- （２）落札者は賃貸借契約を締結し、賃借人となります。

7 入札日程

公告日	令和7年（2025年）1月10日（金）
公表期間	令和7年（2025年）1月10日（金）から 令和7年（2025年）1月23日（木）まで
質問受付期間	令和7年（2025年）1月10日（金）から 令和7年（2025年）1月20日（月）午後5時まで
質問回答日	令和7年（2025年）1月23日（木）まで
入札参加申込期間	令和7年（2025年）1月23日（木） 令和7年（2025年）1月29日（水）午後5時まで
入札書用紙等発送日	令和7年（2025年）2月20日（木）
入札書提出締切日	令和7年（2025年）3月6日（木）午後5時まで
開札日	令和7年（2025年）3月11日（火）※時間未定

※開札時間については、入札書送付資料にてお知らせします。

8 入札参加資格

入札に参加し、落札者となるためには、入札参加申込日から落札決定日までの全期間に渡って、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要となります。

- （１）地方自治法施行令167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- （２）監督官庁から営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- （３）鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止又は指名留保を受けていないこと。
- （４）鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当しないこと。
- （５）2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （６）6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- （７）鎌倉市内又は近隣の地域に営業所等を有し、かつ、緊急時に各設置予定施設まで約30分以内（渋滞時は考慮）に到着することができる体制を確保すること。
- （８）過去2か年の間に官公庁において、2件以上自動販売機を設置した実績があること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、この入札に参加することはできません。

- (1) 前記8の資格及び要件のいずれかを備えなくなったとき。
- (2) 「入札参加表明書」に虚偽の記載をしたとき。

10 質問及び回答について

(1) 質問受付期間

令和7年(2025年)1月10日(金)から

令和7年(2025年)1月20日(月)午後5時まで

質問提出方法は、指定質問書にてFAXで送信してください。

【送信先】

鎌倉市共生共創部文化課

文化担当

電話 0467-23-3000

FAX 0467-23-8700

(2) 回答日

令和7年(2025年)1月23日(木)までに市ホームページにて回答します。

11 入札参加の申込

(1) 申込期間 令和7年(2025年)1月23日(木)から

令和7年(2025年)1月29日(水)まで

窓口受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(2) 申込方法 簡易書留又は特定記録郵便にて令和7年(2025年)1月29日(水)午後5時必着で郵送してください。また、持参の場合は窓口受付時間内に提出してください。

【提出先】

〒248-8686

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市共生共創部文化課

文化担当

(3) 必要な書類

ア 入札参加表明書

イ 設置事業実績調書(契約書等の写しを添付)

ウ 業者役員記入表

12 入札書用紙等の発送

入札参加資格の有無を確認し、鎌倉市から次の書類を令和7年(2025年)2月20日(木)に発送いたします。

「入札通知書」、「入札書(物件ごと)」、「入札書封入用封筒(物件ごと)」、「自動販売機設置場所一覧表」、「委任状」及び「誓約書」

13 入札の方法

本市から送付されてきた入札書(コピーしたものでも可)において、次に掲げる入札書の記入・封入方法等により、入札してください。

(1) 「入札書」に必要事項を記入し、代表者印(委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印)を押印してください。

(2) 入札金額は、消費税額等を除いた年額(1年間)を記入してください。

なお、入札金額には最低価格が設定されているため、その最低価格未満であった場合は、その入札書は無効となりますのでご注意ください。

(3) 記入した「入札書」は同封した入札書封入用封筒に封入し、封かん部には代表者印(委任する場合は委任状で届け出た受任者届出印)を割印してください。

※複数の物件に入札する場合は、物件ごとの封筒に該当の入札書を封入してください。

(4) 入札書を郵送する場合は、入札者が用意する封筒に入札書封入用封筒及び誓約書等を封入の上、簡易書留又は特定記録郵便にて令和7年(2025年)3月6日(木)午後5時必着で郵送してください。また、持参の場合は午前8時30分から午後5時までに受付窓口へ提出してください。(提出先は「10 入札参加の申込」(2)の【提出先】と同じとします。)

なお、期限までに入札書が到着しない場合は無効となります。また、郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

(5) 必要な書類

ア 入札書(物件ごと)

イ 委任状(※委任する場合のみ)

ウ 誓約書

14 開札

(1) 実施日等

令和7年(2025年)3月11日(火)

※開札場所及び時間については、入札書送付資料にてお知らせします。

(2) 立ち会い

ア 開札への参加は任意とし、開札は入札事務に関係のない市職員を立ち合わせます。

なお、会場には市職員及び入札参加事業者以外は入室できません。

イ 開札に立ち会わなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。

(3) 落札者の決定

ア 落札者は、市が設定した最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって落札するものとします。

イ 同額の入札をしたものが2者以上いる場合は、くじ引きにおいて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない市職員がくじを引きます。

ウ 「14 入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い金額をもって入札した者を落札者とします。

(4) 結果の通知

開札の結果は、後日、入札参加者全員に発送します。

(5) 入札結果の公表

入札者全員の入札額及び落札者名を市ホームページにて公開します。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の入札は、無効とします。

- (1) 入札参加の資格がない者が入札したとき。
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しないとき。
- (3) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって価格を表示しないとき。
- (4) 同一事項に対して2通以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書に記名押印のないとき。
- (7) 入札書の記載要領がはっきりしないとき。
- (8) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (9) 入札書に鉛筆その他訂正の容易な筆記用具で記入されていたとき。
- (10) 本市が交付した「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき。
- (11) 入札書の入札金額を訂正している入札（訂正印が押されているものは除く。）又は入札金額を特定し難い入札。
- (12) 前各号のほか市長が特に指定し、又はこの要領に定める条項に違反したとき。

16 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の3以上の入札保証金を入札前に納

付が必要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除することができます。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が、過去5箇年の間に本市、国、他の地方公共団体又は公法人と契約を締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

17 その他

- (1) 前各項に定めるものの他は、各種法令及び鎌倉市契約規則等の定めるところとする。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (3) 再入札は行いません。
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- (5) 入札が中止又は延期された場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできません。

18 問い合わせ先

鎌倉市共生共創部文化課

文化担当

〒248-8686

神奈川県鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市役所本庁舎2階

電話番号（代表） 0467-23-3000（内線 2560）

電話番号（直通） 0467-61-3852

FAX番号 0467-23-8700